平成２１年（フ）第２７９号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目13番29号
破産者　六甲エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１２８号
鳥取県東伯郡三朝町大字山田５番地
破産者　株式会社三朝観光ホテル万翠楼
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３００号
鳥取県倉吉市堺町２丁目244番地
破産者　有限会社ホテイ堂
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市湖山町東３丁目52番地
破産者　株式会社創和
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０３７号
岡山市南区新保930番地４
破産者　平松知恵子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５号
岡山市中区桑野312番地20
破産者　吉井　壽男
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４８号
北海道恵庭市大町３丁目４番３号
破産者　有限会社サッポロ製印
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７号
東京都立川市栄町６丁目９番地の５
破産者　立川製餡株式会社
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第８４号
石川県加賀市山代温泉11の109番地
破産者　有限会社山背商事
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第１７１号
石川県加賀市片山津町ホ16番地１
破産者　オーダス株式会社
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０９号
岐阜県羽島郡岐南町上印食９丁目50番地
破産者　有限会社パラディアエンタープライズ
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第８２８号
岡山市北区春日町７番７号
破産者　有限会社京都華鳳苑
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０号
広島県三原市沼田東町両名984番地52
破産者　有限会社カミシゲライン
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２０年（フ）第１２８号
広島県福山市手城町１丁目10番14号
破産者　有限会社エフライフ
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２０年（フ）第５７１号
大分市新貝７番29号
破産者　株式会社三井
1　決定年月日　平成21年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第８６号
鹿児島県阿久根市脇本11469番地６
破産者　和田　葉子
1　決定年月日　平成21年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
福岡市南区横手２丁目18番11号
破産者　有限会社クリエート印刷
1　決定年月日　平成21年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第６４号
三重県桑名市大字安永443番地
破産者　加藤製作所こと　加藤　　均
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第２５８２号
福岡県大野城市御笠川３丁目７番17号
破産者　菅野運送有限会社
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２９７５号
福岡市博多区榎田１丁目３番40号
破産者　株式会社松本引越センター
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３２１９号
福岡県筑紫郡那珂川町観晴が丘15番25号
破産者　有限会社ニコラス南福岡
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第９３８号
福岡県大野城市御笠川３丁目７番17号
破産者　有限会社イーエス物流
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２５号
福岡市城南区干隈２丁目１番10―102号
破産者　有限会社ブレイブジャパン
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部